

## 尼崎市重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、脳性まひ等による肢体不自由の重度身体障害児者が、訪問看護ステーションによる訪問リハビリを利用した場合に、その利用料の一部を助成することにより、定期的なリハビリ施術受診を促進し、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「医療保険各法等」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 この要綱における「訪問リハビリ利用料」とは、医療保険各法等の規定により支給される訪問看護療養費の内、訪問看護ステーションが実施した訪問リハビリテーションに係るものをいう。

### (対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とする。

- (1) 尼崎市内に居住地を有する者。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第25号）別表第5号の肢体不自由1級又は2級に該当する者。又は、同程度と市長が認める者。
- (3) 対象者又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条、同施行令（平成18年政令第10号）第29条及び同施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第38条で定める基準に該当する者。
- (4) 他の法令の規定により、国若しくは地方公共団体の負担による訪問看護療養費（訪問リハビリに係るものに限る）への助成が行われていない者。又は、尼崎市在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業による助成が行われていない者。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する介護保険の被保険者でない者。

### (助成額)

第4条 助成する訪問リハビリ利用料は、訪問リハビリテーションに要した総額から訪問リハビリ利用料として支給される額及びその他給付金を控除した額（以下「被保険者負担額」という。）から訪問リハビリに要した費用全体の100分の10に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、一部負担金控除後の額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とする。また、被保険者等負担額が訪問看護に要した総額の100分の10以下であるときは助成の対象外とする。

2 前項のその他給付金とは、医療保険各法等の規定により、被保険者もしくは組合員又はそれらの被扶養者に対して支給された、高額療養費又は訪問看護付加金又は家族訪問看護療養付加金等をいう。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(対象者又は対象者と生計を同じくする者。以下「申請者」という。)は、重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(助成決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成の可否について決定し、重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成決定通知書(様式第2号)または重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成却下通知書(様式第3号)により、必要な事項を通知するものとする。

なお、助成決定の有効期間の始期は申請日以降とする。

(請求)

第7条 前条により助成の決定を受けた申請者は、重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成申請書兼請求書(様式第4号)に、指定訪問看護事業者発行の領収書を添えて請求するものとする。ただし、助成対象となるのは申請日以降に受けた訪問リハビリの利用料に限る。

2 第1項の指定訪問看護事業者発行の領収書により訪問リハビリの利用が確認できない場合は、訪問看護ステーションによる利用証明書等により利用状況を確認することができる。

(支給決定)

第8条 市長は、前条の請求があったときは内容を審査のうえ、支給額を決定し重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成支給決定通知書(様式第5号)により通知を行い、助成金を交付するものとする。

(調査)

第9条 市長は、助成金の交付について必要があるときは、申請者、過去に助成の決定を受けた申請者又は申請者の家族に対し、報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、又は質問することができる。

(助成費の返還)

第10条 偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成を受けた者があると認めるときは、市長は、その者に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(経過措置)

第12条 令和2年4月1日から令和2年6月30日までに申請があったものについては、第6条の規定に関わらず、令和2年4月1日以降の利用日に遡り、利用料を助成するものとする。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号

重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成認定申請書

年 月 日

尼崎市長 あて

(申請者)

住所

氏名

印

対象者との続柄 ( )

尼崎市重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成事業実施要綱第5条の規定により、重度身体障害児者訪問リハビリ利用料の助成の認定を受けたいので、以下のとおり申請します。

助成認定の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象者	住所	〒		
	電話	— —		
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日 (満 歳)		
	身体障害者手帳の所有状況	1. あり 番号 ( 第 号) 等級 ( 種 級) 交付年月日 ( 年 月 日) 障害名 ( ) 2. なし		
	加入医療保険	国保・社保・健保組合・共済組合・その他 ( )		
保険者名			被保険者氏名	
記号			番号	
	対象者との続柄		自己負担割合	割自己負担
受療医療機関	名称			
	所在地			
訪問看護ステーション	名称			
	所在地			

様

尼崎市長

## 重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成決定通知書

年 月 日付で申請のありました重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成申請について、下記のとおり決定しましたので、尼崎市重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成事業実施要綱第6条の規定により通知します。

## 記

## (決定事項)

申請者	氏名			
	住所			
対象者	氏名		生年月日	
	住所			
有効期間				

## (教示)

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（尼崎市長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しを求める訴えを神戸地方裁判所に提起することもできます。なお、上記の審査請求をした場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この通知書（当該審査請求をした場合は、その裁決書）を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日（当該審査請求をした場合は、その裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。

様

尼崎市長

### 重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成却下通知書

年 月 日付で申請のありました重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成申請について、下記のとおり却下することに決定しましたので、尼崎市重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成事業実施要綱第6条の規定により通知します。

#### 記

(却下の理由)

(教示)

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（尼崎市長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しを求める訴えを神戸地方裁判所に提起することもできます。なお、上記の審査請求をした場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この通知書（当該審査請求をした場合は、その裁決書）を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日（当該審査請求をした場合は、その裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。

様式第4号

重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成申請書兼請求書

年 月 日 にて決定のあった重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成について下記のとおり申請します。

支給決定された助成金については、金融機関口座振込をもって、当方が受領したものと認めます。

請求額 \_\_\_\_\_ 円 ( 年 月分)

(振込先)

銀行名		<口座名義人が異なる場合>  私は口座名義人を代理人と定め、上記申請により尼崎市から支給される重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成金を受領することを委任します。  年 月 日  申請者氏名 _____ 印
支店名		
種別	普通 当座 貯蓄 その他	
口座番号		
カナ 口座名義人		

年 月 日

尼崎市長 様

(申請者) 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(対象者) 氏名 \_\_\_\_\_

※処理欄 (記入しないでください)

A 患者負担額	B その他給付金	C 総額の 10/100	D 支給決定額 (A-B-C) ※

※10円未満の端数は切り捨てとする

年 月 日 上記のとおり決定します。	課長	係長	係

尼 障 第            号  
                         年 月 日

尼 崎 市 長

## 重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成支給決定通知書

年 月 日に申請のありました重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成について尼崎市重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成事業実施要綱第8条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

支給決定障害者（保護者）氏名	
支給決定に係る児童氏名	

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係るサービス利用月	年 月
支給	する・しない	支給金額	円

振込先 口座	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

## (教示)

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（尼崎市長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しを求める訴えを神戸地方裁判所に提起することもできます。なお、上記の審査請求をした場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この通知書（当該審査請求をした場合は、その裁決書）を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日（当該審査請求をした場合は、その裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。